

商標法13.3 北京高院の「咪咕」の馳名商標の認定の判例から馳名商標の証拠についての検討

日付: Apr 30
2020

咪咕文化科技有限公司は万慧達知識産権に依頼して、薛敏敏の商標「咪咕咪咕MIGUMIGU」及び図形商標の無効審判の行政訴訟案について、**2018年7月**、北京高院が引用商標の商品「娛樂活動、娛樂情報」の役務の特性について、馳名(著名)商標の認定する際に「総合的に考慮」の原則に基づいて、咪咕会社の証拠を指示した。

これは「テンプレート化」の要求をしていなく、複数メディア関連記事を総合的に考慮し、掲載した関係活動の形態、規模、影響力及びその他の優勢証拠を採用して、咪咕会社の証拠を総合的に判断した結果、咪咕会社の第**5634577**号にて「咪咕」商標を馳名商標として認定したものの。